

令和7年12月9日

鈴木 憲和 農林水産大臣 殿

かき養殖の壊滅的被害に関する緊急要望

国 民 民 主 党

1. はじめに – 濑戸内海沿岸の牡蠣養殖における壊滅的被害について

令和7年、瀬戸内海全域において、かつてない規模のかきの大量死が発生しています。当初、広島県等の被害が報じられましたが、実際には瀬戸内海全域に及ぶ広範な被害となっており、これまでに経験のないレベルの災害です。この事態により、廃業を余儀なくされる生産者も多いと言われ、産業そのものの存続が危ぶまれる状況にあります。かきは国内消費のみならず、重要な輸出製品でもあり、この問題は日本の水産業全体にとって看過できない課題です。早急な原因究明はもとより、迅速な財政支援、そして中長期的な環境変化・産業再構築の支援等、包括的な支援が必要不可欠です。

2. 国に求める緊急支援措置

(1) 原因究明：国主導の広域科学調査

- ・国の機関や大学等による合同調査チームを設置し、瀬戸内海全域で水温・酸素・底質・病原体を調査
- ・広島産種苗の段階からの死着状況について国が調査
- ・一部の被害軽微な地区での理由の把握と対策への反映

(2) 漁業共済制度の特例創設

- ・原因不明の大量死を補償対象とする特例枠を創設
- ・「5中3」基準の緩和、補填率や約定限定内填補方式（10～30%）の引上げ
- ・六次産業化（かき小屋併設）事業者への漁業部分の加入を認める弾力運用
- ・共済金の返払い制度を年内に創設

(3) 資金繰り支援の強化

- ・無利子・無担保の「緊急養殖再建融資」を創設
- ・種がき確保のため、購入費用の1/2補助を新設
- ・利子補給に国が財政支援し、全国一律で実質金利0%を実現

(4) 税・社会保険料の負担軽減

- ・総務省・厚労省と連名で、固定資産税・国保料・年金保険料の1年間の徴収猶予を認める通知を発出
- ・漁業者向けの「持続化給付金」の創設を検討

(5) かき殻・筏資材の廃棄物処理支援

- ・殻・筏など撤去処理費を国が10/10補助する特例枠を新設
- ・かき殻の肥料化・建材化のため、地域リサイクル設備への補助を実施

(6) 雇用の維持：雇用調整助成金の特例適用

- ・かき大量死による売上9割減を「事業縮小」と認定し、雇調金の特例対象とする
- ・助成率を中小企業4/5→10/10、大企業2/3→4/5へ暫定引上げ
- ・現行の技能実習制度（育成就労制度）で来日し、かき養殖関連産業で働く外国人労働者の雇用維持あるいは他産業への就労支援策の実施

(7) 風評被害の防止策の実施

- ・「瀬戸内海のかきは全滅」という誤認による、飲食業からの発注減少などの風評被害の防止策実施

3. 中長期的施策 – 水産業のレジリエンス強化

- ・瀬戸内海全域で常時水質モニタリング（温度・酸素・栄養塩）
- ・海底ヘドロ除去・藻場再生事業への国庫補助（1/2以上）
- ・簡易かき小屋営業の全国統一基準を整備し、六次産業化を促進

4. 結び

今回の大量死は地域漁業の存続に関わる深刻な事態です。国民民主党として、上記の緊急措置および中長期的な制度整備を速やかに講じられるよう強く要望いたします。